



公判から目が離せない

郵便不正事件

元厚労局長「冤罪説」も 飛び出した「大失態」

障害者団体向け割引制度を悪用した郵便不正事件をめぐり、大阪地検特捜部が今、窮地に立たされている。「国会議員の依頼を受ければ法に反することも引き受ける、ということはない。私は無罪です」

虚偽有印公文書作成・同行使罪に問われた厚生労働

省元局長、村木厚子被告

(54)は1月27日の初公判でこう主張し、検察との全面対決に突入した。この強気の姿勢の裏側に、検察のずさんな捜査があるようだ。

事件の概要はこうだ。起訴状によれば、村木被告は厚生省課長だった04年6月、係長だった上村勉被告(40)に指示し、民主党の石井一参院議員の元秘書らが設立した「凜の会」(解散)を障害者団体と認めるニセの証明書を作成させた——というものであった。村木被告は昨年6月逮捕された。

ところがである。上村被告が「村木被告からの指示だった」とのこれまでの供述を一変。今後の公判で「独断だった」と証言することが明らかにになったのだ。司法ジャーナリストは言う。

「物証に乏しい事件で、上村被告の供述が重要な証拠の一つでした。供述が変われば、当然、村木被告の冤罪の可能性が高くなります。検察の大失態になりかねず、

相当焦っています」

検察側は冒頭陳述で「石井議員の発行要請を受けた当時の上司(部長)に便宜を図るようにいわれた村木被告が、上村被告に証明書の作成を指示した」などと村木氏の関与を改めて強調。一方で、弁護側は「村木被告は書類の作成自体知らず、不正発行してまで議員の機嫌を取る必要もなかった。検察の捏造だ」と断じた。

「こんな無理筋捜査をしたのは当時、衆院選を直前に控え、民主党議員を標的にすることで民主党にダメージを与えるという穿った見方さえ囁かれている。だが、検察は関与を裏付ける物証がなく立件を断念。急ぎよ予定になかった村木被告の逮捕に踏み切ったため、ずさんな捜査につながった可能性が高い」(別のジャーナリスト)

公判次第では「検察の劣化」を示す事例になりそうだ。

本誌 武内 亮
ジャーナリスト・栗野仁雄